

本日、委員会を欠席することとなり、意見等を申し上げることが出来なくなったため、当職に対しましては、委員就任にあたり医療法上の観点からの意見を申しあげる依頼があったことを踏まえ、当職としての意見を別紙により提出することといたします。

よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

平成22年12月2日

松戸市立病院建替計画検討委員会委員長

山 浦 晶 様

千葉県健康福祉部医療整備課長

高 橋 功 一

松戸市立病院建替計画検討委員会で示された松戸市立病院の 検討建替え案に対する意見等について

平成 22 年 12 月 2 日
千葉県健康福祉部医療整備課長
高橋 功一

1. 医療法関係について

- 病院は、規模や特殊性に関わらず、医療法で基準や必要設備が規定されており、建替工事期間中であっても外来診療や入院患者の受入れを継続する以上は、原則としてこれらの基準を全て満たすことが求められます。

例)

- 工事期間中に手術室が使用できない期間は、外科系の診療科目の標榜を一旦取り消し、工事完了・検査終了後に改めて標榜することになる。(産婦人科を標榜する場合の分娩施設も同様の取扱い)
- 法定設備の一部である消毒施設や厨房は、当該施設を休止する期間を外部委託により対応することは可能である。
- 平成 13 年 3 月 1 日に施行された医療法の改正に伴い、構造設備基準に関する経過措置が適用されている病室の床面積や廊下幅は、建替えによる工事完了後の施設においては認められません。
- 手術部門や病棟部門等が公道等を隔てて位置する場合は、医療施設全体で一体性を確保する必要があるため、原則として渡り廊下等を設けて接続しなければなりません。そのうえで、患者の利用することのない事務部門については、個別に判断されます。
平成 17 年 7 月 1 日付けの厚生労働省の通知で、渡り廊下等を設けなくても医療機関としての一体性があると認められるための要件が示されていますが、当該要件を満たすか否かは利用する患者の病態や施設の機能等諸要素を総合的に考慮し、個別具体的な判断を行うこととなります。
- 医療法上、工事の施工方法に係る規定はありませんが、工事期間中の入院患者等への環境面（騒音や振動など）や衛生面（院内感染やアスベストなど）の影響について、十分に検討し配慮することが必要と考えます。

2 許可病床の取扱いについて

- 建替計画に伴い、構造設備や許可病床数に変更が生じる場合は、医療法第 7 条の規定に基づき、変更許可を受ける必要があります。
今回の事案のように複数の病棟の構造設備を変更する場合は、以下の 2 つの手

続き方法が考えられます。

- (1) 工程（病棟単位等）ごとに変更許可を受け、使用前検査（使用許可）を受ける方法。

この場合は、工事期間中、工程（申請）ごとに変更前（着工前）及び変更後（工事完了後）の変更内容について許可を受ける必要があります。

ある工程（申請）で病床を減床させる場合は、許可病床数の変更となります。その後の工程において、病床を増床させる必要がある場合は、医療圏の中で病床配分の調整を行うこととなり、病床配分を受けた段階で増床の許可が必要となります。

- (2) 建替計画全体を1度の変更許可で受け、工程ごとに使用前検査（使用許可）を受ける方法。

申請段階において、建替工事に伴う変更内容の全て（全工程の最終局面まで）が確定しており、工程を分断する期間が発生しない場合は、1度の変更許可申請として許可を受けることも差し支えありません。

なお、変更許可における変更後の病床数は、工事期間中の稼働状況の如何にかかわらず、工事完了後の病床数（減床の場合に限る）となります。

3. 医療機能及び規模について

- 今後の検討において、検討建替え案は工事期間が長期間にわたること、工事期間中に病床数が減少することから、診療機能の維持や患者・医療従事者・近隣医療機関等への影響について十分な検討が必要と考えます。